



令和6年4月1日から BSE検査体制が大きく変わります！

牛海綿状脳症(BSE)は、2001年9月に国内で初めて発生が確認されて以降、牛への肉骨粉を含む動物性タンパク質の給与禁止など飼料規制等の徹底により、2009年に平成14年1月生まれの牛での発生を最後に国内では確認されていません。

今般、国際獣疫事務局(WOAH)において、BSEに関するWOAHコードが改正されたことから、我が国においても、令和6年4月1日から、次のとおりBSE検査対象を見直すこととなりました。

〈BSE検査対象新旧対応表〉

		〈変更後〉(R6年4月1日~)			〈現行〉(H31年4月1日~)			
		0	48	96	0	48	96	(月齢)
通常の死亡								
起立不能	その他							
	①BSE否定できない	検査対象						検査対象
②特定症状		検査対象						

〈検査対象〉

月齢に関係なく、①症状からBSEを否定できない牛

②特定症状を示す牛

〈検査除外〉

・96か月齢以上の死亡牛

・48か月齢以上の起立不能を呈した死亡牛のうち、原因が特定できるもの



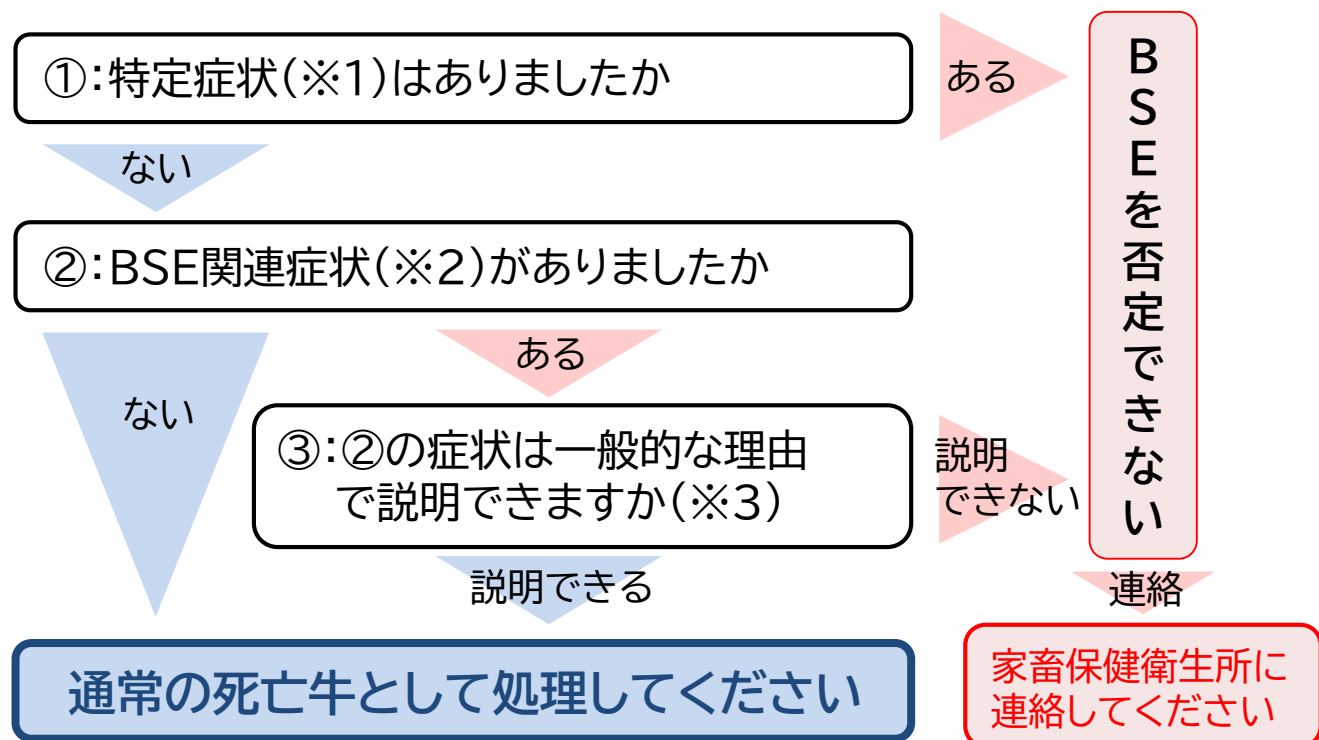
生産者、獣医師の皆様へ

①生存時、特定症状又はBSE関連症状(裏面参照)が認められた場合、獣医師又は家保に相談し、その症状の原因を特定するようにして下さい

②死亡時、裏面のフローチャートにより、BSEを否定できないときは、**獣医師に確認をした上で、家畜保健衛生所に連絡**して下さい

[裏面に続く→](#)

生産者、獣医師向けフローチャート



※1 特定症状

治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること

- 興奮しやすい
- 音、光、接触等に対する過敏な反応
- 群内序列の変化
- 搾乳時の持続的な蹴り
- 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- 扉、柵等の障害物におけるためらい
- 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。
- ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、髄膜炎、全身又は後軀に異常がみられる神経麻痺及び神経系の腫瘍と疑われた牛であって、かつ、治療に反応しない牛

※2 BSE関連症状

- 異常姿勢(犬座姿勢)
- 異常歩様(特に後肢運動失調)
- 頭を低くすること
- 障害物回避が困難になること
- 起立不能等
- 進行性の行動変化
治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等
- 進行性の非特異的な症状
乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等

※3 一般的な理由

BSE関連症状が、行動変化又は神経症状を呈する他の感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるかどうか確認してください。

例えば、獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前に歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病(低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、変形性脊椎症、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺)であると確定診断し、死亡し又はとう汰された牛は、通常の死亡牛とします。

<ご不明点はお問い合わせください！> ※令和6年3月31日まで

青森家畜保健衛生所(平日8:30~17:15) 017-764-1744

緊急用携帯(平日17:15以降、土日祝日) 090-2274-0474